

平成29年度 第12回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成30年3月9日(金) 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 第2会議室

3 出席委員 (26人)

会長 3番 山脇 優 委員

農業委員

1番	谷本貴美雄	委員	2番	徳田和幸	委員	4番	松本幸男	委員
5番	山根清人	委員	6番	室山恵美	委員	7番	林 修二	委員
8番	美田俊一	委員	9番	藤井由美子	委員	10番	河本良一	委員
11番	鐵本達夫	委員	12番	筏津純一	委員	13番	數馬 豊	委員
14番	金信正明	委員	15番	福井章人	委員	16番	西谷美智雄	委員
17番	原田明宏	委員	18番	山本淑恵	委員			

農地利用最適化推進委員

高見美幸	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
西谷昭良	委員	山下賢一	委員	小谷義則	委員	影山卓司	委員

4 欠席委員 (2人)

19番 吉村年明 委員 小谷俊一 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第69号 農用地利用集積計画の決定について

議案第70号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第71号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 藤原 勝則

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局長 会議に入る前に、私からご挨拶をということで、実は、この会議が、今日で私の最後の会議ということになりました。その後、2時から議会の最終日ということでそちらに出席をしますので、ここで一言ご挨拶をさせていただきたいと思えます。私は関金町の関金町役場で22年、合併してから倉吉市の市役所で12年ということで、併せて34年務めさせていただきました。その中で、合併してから特に4年間、農業委員会事務局の事務局長ということでお世話になりました。そういった中で、山協会長をはじめ委員の皆様には大変失礼なことも申しあげましたし、ご迷惑をおかけしました。反面、激励のお言葉も頂戴したところです。幸い、この農業委員会事務局に来て、私をご存知の方も半分ぐらいおられたということもありまして、私の中では比較的、この農業委員会にスムーズに入れたのかなということだと思っております。反面、事務局では私がこういった感じで頼りないといひますか、そういったところもありましたんで、事務局の職員には、ご迷惑をかけたのではないかなと思っております。今後は、農業情勢の厳しい中で農業委員・推進委員の役割というのひ、これまでにない厳しい活動等も出てくると思ひますが、皆さん頑張っていたいだきたいと思ひます。ありがとうございました。

それでは只今から、平成29年度第12回の農業委員会会議を開会いたします。最初に山協会長あいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則の第3条によりまして、会長が議長ということだ会議を進行していただきます。よろしくお願ひいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人に18番 山本委員、1番 谷本委員をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席の連絡が来ております。19番 吉村委員。今日は、県外で講習があるということで出張です。それから、推進委員の小谷俊一委員は昼ごろになりましてお母さんの調子が悪いので緊急に病院に呼び出されたから欠席させていただきますということだございましたので、2名の欠席連絡をいただいております。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは、(4) 連絡報告事項。

事務局 そういたしますと、平成29年度第12回農業委員会会議報告並びに予定事項をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長

それでは農家相談会につきまして、代表の方。西谷委員。

16番

16番 西谷です。私から、農家相談会のご報告を申し上げます。相談の内容は、〇〇の〇〇〇〇さんがお出でになられて、内容につきましては、あて口が2年間貰ってないというのと、やたらと又貸しになっちゃって何が何だかようわからんということで、今現在作っとるのは誰だいやということで、〇〇さんが、作っておられて、〇〇さんに出てきていただいて、どういう経過だということでお話をさせていただきました。当初、〇〇〇〇さんは〇〇さんに貸してあるけれども、〇〇さんは〇〇〇〇さんに貸してあるということで、〇〇〇〇さんが〇〇さんかいやということで。〇〇さんが来られた時に〇〇さんにどうだと聞いただけ、〇〇さんから借りたという。非常に難しい話になっております。何が何だかさっぱりわからん。今日の農家相談会には、中身についてはあんまり触らんと。後から話をしましょうということで別れております。んで、〇〇さんの所に出向いて行って、どういう経過ですかということで〇〇さんにお話をさせていただきました。〇〇さんは〇〇さんにお貸しして、〇〇さんから〇〇さんに貸しとるということです。〇〇さんが年貢を〇〇さんのところに持って行ったら、〇〇さんはいらんと。こんなもんはいらんけ、俺がするけということで、〇〇さんは受けとらなんだということで、〇〇さんは貰ってないから払うに困るわけです。というような状態から、2年間払ってないのが発生しとるということでございました。この件については、皆さんのお知恵を拝借したいと考えておるところでございます。と言いますのが、ちょっと長くなりますけど、改良区の負担金です。昭和38年度に発生しとります造成費。その5年後に発生しました暗渠排水等々の団体営の事業の経費。それから、維持管理費。経常賦課金等々も全部〇〇さんが払っておられるということが発生しております。当の本人らは五分五分で和解しようやということで、そここの話は進めております。また来月、3条の申請を行いますんで、皆さんのお知恵を拝借しながらこの件につきましては考えていきたいと考えております。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。現状ではまた来月ということで。

(5) 議 事

議 長

続きまして、日程(5)議事に入ります。本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

本日の議事につきまして説明をさせていただきます。

まず、議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページのとおり、2件、合計6筆の売買による所有権移転の申請が出ております。

続きまして、議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございますが、1件の申請があったんですけども、先程来お話がありましたように申請が計画変更が必要になりまして、来月以降改めて申請するということ

で、今回、いったん取り下げということで現地調査も中止となっております。
ですので、5条は今月は無しでございます。

議案第69号 農用地利用集積計画の決定についてでございますが、議案の7ページから41ページまで、利用権設定の申し出が103件ございました。続いて、42ページから45ページまでのとおり、所有権移転が4件ございました。

続きまして、議案第70号 倉吉農業振興地域整備計画の変更の保留議案についてということで、先月の委員会でお諮りした案件につきまして再度お諮りするものでございます。先月ご意見をいただきましたことにつきましては別冊の資料ですでに配布しているとおりでございます。

続きまして、議案第71号 農用地利用配分計画について。議案の72ページから73ページのとおり5件の協議が出ております。

本日の議題は以上でございます。

議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 それでは、さっそく議案に入ります。議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 なしと認め、承認いたします。

議案第69号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第69号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。これにつきましては該当委員に係る案件がございますので、法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めることにいたします。7ページの番号2番、37ページの番号92番から38ページの番号94番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代して私の案件について審議をしていただくことにご異議ございませんか。

(はいの声)

議 長 異議なしと認めますので、議長を交代させていただきます。

(議長交代)

9番 それでは、3番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

9番 山脇委員が退席しましたので、7ページ番号2番、37ページの番号92番

から38ページの番号94番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

7ページ番号2番でございます。土地の所在地は〇〇の1筆1,465㎡の水田でございます。以下記載のとおりでございます。その他、37ページ番号92番から38ページ番号93番、94番と合わせまして、合計5筆、9,649㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

9番

只今、山協委員の案件について事務局より説明がありましたので、委員の皆さんよりご質問・ご意見を受けたと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声)

9番

異議がないようですので、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山協委員の入場を求めます。

(山協委員 入場・着席)

9番

山協委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことをご報告申し上げます。

山協委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代いたします。

(議長交代)

議長

続きまして、8ページ番号3番から9ページ番号7番は、13番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議長

それでは、事務局。

事務局

8ページ番号3番。〇〇〇〇〇〇の2筆、合計2,710㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。その他8ページ番号4番、5番。9ページ6番、7番と合計で23筆、28,074.01㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長

只今の数馬委員の案件でございますが、質疑ございませんか。

(なしの声)

議長

なしということでございますので承認といたします。数馬委員の入場を求め

ます。

(數馬委員 入場・着席)

議 長 數馬委員へ、異議なしということで承認されましたことを報告いたします。続きまして、11ページ番号14番は、西谷昭良推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷昭良推進委員 退席)

議 長 事務局、説明をお願いします。

事務局 11ページ番号14番でございます。〇〇〇〇〇の2筆1,161㎡の賃借権設定でございます。以下記載のとおりでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、西谷委員の案件につきまして説明がございました。質疑はございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので承認といたします。西谷委員の入場を求めます。

(西谷昭良推進委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ、只今の案件につきましては承認となりましたことを報告いたします。続きまして、12ページ番号15番、16番は小谷義則推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(小谷義則推進委員 退席)

議 長 事務局、説明してください。

事務局 12ページ番号15番です。〇〇〇〇〇〇〇の1筆597㎡の賃借権設定でございます。その他、番号16番と合わせまして2筆788㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、説明がございました。ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 なしということでございますので承認といたします。小谷委員の入場を求めます。

(小谷義則推進委員 入場・着席)

議長 小谷委員へ、只今の案件につきましては異議なしということ承認されたことを報告いたします。以上で該当する出席委員の案件の審議が終わりましたので、その他、事務局より説明をお願いします。

事務局 7ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は357,359.01㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては7ページから41ページまで記載のとおりでございます。

42ページにまいります。所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者：〇〇〇 〇〇〇〇。所有権の移転をする者：〇〇〇 〇〇〇〇。所有権を移転する土地は〇〇〇の1筆2,950㎡の普通畑でございます。対価は100万円でございまして、10aあたりですと338,983円でございます。

43ページにまいります。所有権の移転を受ける者：〇〇 〇〇〇〇。所有権の移転をする者：〇〇 〇〇〇〇。所有権を移転する土地は〇〇〇〇〇の1筆196㎡の水田でございます。対価は5万円で、10aあたりですと255,102円でございます。

次にまいりまして、44ページ。所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 〇〇〇〇。所有権の移転をする者：〇〇 〇〇〇〇。所有権を移転する土地につきましては〇〇〇〇の記載のとおり3筆2,635㎡の水田でございます。こちらは贈与でございます。

続きまして45ページ。所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。所有権の移転をする者：鳥取市東町一丁目 公益財団法人 鳥取県農業農村担い手育成機構。所有権を移転する土地は〇〇〇〇〇〇〇の2筆4,466㎡の水田でございます。対価は858,500円で、10aあたりですと192,230円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては、46ページから51ページまで、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等につきましては、52ページでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今、農地利用集積計画の決定についてでございますが、異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしといたします。

議 長 続きます。議案第70号 倉吉農業振興地域整備計画の変更の保留議案についてお諮りいたします。説明をお願いします。

事務局 議案第70号 倉吉農業振興地域整備計画の変更の保留議案についてご説明を申し上げます。資料の54ページからでございます。先月お諮りした案件のうちの一つでございます。55ページから説明させていただきます。除外後の計画用途は産業廃棄物最終処分場。除外の理由、それから、協議地の概要等につきましては先月説明しておりますので、お読み取りいただければと思います。56ページにいきまして、土地改良については該当がございません。5番の関係機関との調整状況につきましては、先月から今月までの間に変更があった部分については最新のものに差し替えさせていただいております。市町村長の考え方につきましては58ページのとおりでございます。法第13条第2項の検討ということで、農振の除外、5要件についてそれぞれ記載されており、要件を満たしているということでございます。54ページに戻りまして、協議内容の農地区分及び許可基準に当てはめると、農地区分につきましては、小集団の生産力の低い農地。許可基準につきましては、市街地設置困難施設ということで、転用見込み有りと判断しております。最初にも申し上げましたが、別冊でお配りしている資料で、先月疑義がありました部分につきましては追加で資料を作らせていただいております。今日も農林課の担当者に来ていただいておりますので、ご質問等ありましたらよろしくをお願いします。

議 長 今、説明がございました先般の保留議案につきましてでございますが、担当者が来ておられますので、皆さんからもしご質問等がありましたら挙手していただいて、いろいろ質問いただきたいと思います。前回何だったかいな。

事務局 補足させていただきます。前回ご質問等があった部分につきましては、最終処分場ということですが、その処分内容ですね、処分するものとか処分方法、それから周辺農地や下流の水系への影響について。あとは、公害防止協定に係る調整状況。それから、資料のとおりでございますけれども、関係機関との調整状況、周辺住民への説明等、別冊資料でまとめている部分でございます。

議 長 説明会は終わっておりますか。下流の集落とか周辺の集落に対して。

農林課 農林課の中嶋です。よろしく申し上げます。前回、皆さんにご心配いただきました処分場の件につきまして、いろいろ私も聞き取りをいたしました。今、山協会長がおっしゃった住民説明会ですが、住民説明会はこれからされるそうです。

議 長 わかりました。実は、県の常設会議でこのような問題が前に出まして、これから説明するってことはおかしいでないかと。説明して同意を貰ってからでない、この会議に上げるべきでないってことで、県も2ヶ月保留した経緯がご

ざいます。それで、私が気になったのはそこを聞いたわけです。今日も同じことが言える。説明会を開いて同意を得たものに対して出してください。これから説明ではいけないってことがありましたんで、同じことが言えます。

説明会自体が全体するだったらもっと早めにして、今日までに皆さんの同意を得ましたってふうでないと、もし悪い水が下に流れてって。また苦情が出てきたら大変なことになるってことがあるんです。ですから、そのことを私はちょっと今日聞きたかったんです。皆さんどう思いますか。はい、西谷委員。

16番

16番 西谷です。先回もちらつと言いましたですけど、環境の問題も含めて、地区住民の、自治会等の理解を得てからこの会に持ってきていただかんと、逆になる場合があるだんな。農業委員会で決裁いただいておりますからということと言って回られると、農業委員会が認めたならいいじゃないかって、こうなっちゃうんで、安易な考え方になっちゃうだんな。だけ、きちんとしたものを先に提出していただいて、それからこの土俵に乗るといふことのほうがよろしいじゃないかと僕は思います。

議長

そういうこともあるということ。〇〇地区の造成工事で、こういうことがあって、例えば今日、月一回の県の常設委員会にかけてきたと。そうすると、このあと改めて住民説明会を開きますっていう文書が出てきた。それでみんながおかしいじゃないかと。もしなんかあった時は常設会議が責任負わないけん。それじゃおかしいから、とりあえず保留にしといて一か月延ばすから、説明会を開いて同意を貰って来いとなった経過があります。

同じことが言えらへんかと。近隣はしても、近隣より下流のほうにもしも汚水が流れたときにどうなるのか。下のほうに。そういうところ同意が取れとるかどうか。まだ取れてないでしょ。ほんの、造成するところの近くの農地の持ち主だけの同意でしょ。かえって下の方に流れる可能性があるってことが言える場合もあるだけ。まあ、皆さんがどういわれるか。委員の皆さんの意見を聞いて、はい、河本委員。

10番

河本です。現在、あるわけですよ。そんなの場合の説明会等の同意書みたいなもんはあるでしょうか。

議長

もう何十年前だけな。わからんわな。

農林課

そうですね、既存ももう何十年も前の話なので。

議長

20年、30年じゃないで。

農林課

ただ、既存のところに関しては毎月自主的に検査をされてますし、県の抜き打ち検査もされていますが、異常値は出たことがないです。

議長

最終処分場はせないけん。はい、影山委員。

影山推進委員 前回、私も環境の問題について意見を言わせていただきまして、だいぶ、安定型ということで、中身を見て安心はしとりますが、今言ったように汚染水のことをごさいますて、下流で井戸水なんかを使つとられるようなところがもしあれば、そこらへんの方には十分ご説明して、納得いただきたいなというような感じでもおりますので、今さっき会長が言われましたように、同意を得ていただいて、その上で我々が、専門的なことはよくわかりませんが、それでさせてもらいたいという具合に思います。

議 長 その他、皆さんで何かご意見ございませんか。はい、山根委員。

5 番 5 番 山根です。農業委員会で今、環境問題まで討議せないけんのかどうか。農業委員会は農業委員会の討議する内容があるのではないか。環境問題については県の保健所とか市の環境課とか、そういったところが専門的にやる部分であって、と思うですけども。私の意見です。

議 長 環境問題というよりも、結局、同意が取れるかこれから取るかの違いだと思う。県の常設会議の時も、私が聞いたのは、説明をこれからするじゃ出せんじゃないか。説明会を行って、終わって、同意を得ていますよということであれば審議ができるということでは言われたんです。ただそれだけのことだと。ただそういう場合に、今、西谷委員が言ったように、同意も取ってないものを農業委員会が勝手にどんどん決めちゃってもいいだかいやっちゃなことになる可能性もあるということは常設会議でもあったもんで。環境問題がどうのこうのは全然タッチはしません。ただ、下流の方の同意がとってありますかということなんです。あちこちすると、改良区の同意がいるとかそういうのがありますんで、取ってあると、まあそれは良いでしょうということになる。今回のそれはそれがいいもんですからちょっと心配になったということなんです。なんでこの一か月の間に説明会開かれなんだかなど。保留にしとる期間に。

農林課 項目ごとに、いろいろ担当があり、説明会についても、これから日程を決めるとのことだったんですけど、今、いろいろ準備されているところです。

4 番 みんなにわかるように説明せないかん。

8 番 8 番 美田です。前回の時には、感覚的には○地区の分かな、○○○○の下の方。よう見たら○○に影響するそうですね。まず、何かやっぱり、新しく施設が大きくなるとか、付け加えてされるっちゃうことだったら、やっぱりきちっとした説明が集落にあって然るべきだろうし、そんなもまんだきちっと出来たらんってのを聞くと、地元の農業委員としてはやっぱ心配になるわけです。心配ないもんだっちゃうんならそれでええわけですけど、ちょっとそのへんは詰められて、問題ないですよというものを出示してもらったら何ら反対することはないわけですから、次々進んでいきやいいわけですから、その辺がまずやら

れてないってのを心配しとるところです。

議 長 彼の皆さん、意見ありますか。はい、田倉委員。

田倉推進委員 ここ、説明文の中に、4番のところで、周辺住民への説明状況という項目があって、その対象というのが、半径500m範囲内の排出される水が100倍に薄まる範囲とかいろいろ書いてありますけれども、最後は、対象者は居住する者、事業または事業所を有する者、自治会等、それから農業・林業を営む者、水利権者っていう形で書いてあるので、それこそ〇〇から〇〇まで全部に掛かってくるような話ではないんですか。どこで切れるのかっていうことが分からない。その範囲というのはとらまえていらっしゃるんでしょうか。事業者がここまですましたということで、これは市が出すのか県が出すのかわかりませんけれども、その同意書で結構ですというようなことが言える範囲というのはどう考えておられるのか、説明していただくと助かるかなと思います。

農林課 許可は、県の生活環境局で、市の環境課ではないですが、最終ページに書かれている、範囲っていうのは、今まだ考えておられて、いろんなところに細かいところを説明していくことは考えておられるんですけど、まだどこどこがいつということは具体的にはまだ日程が決まってないようで、公告縦覧してる期間に一つずつ説明会をしていくということは聞いています。下流に流れるっていうことなんですけど、私が聞き取りをしたときは、工事をするとき周辺農地に流れないように水路を水の流れないように囲ってしまうので、その水が流れるところは水槽を何か所か。

田倉推進委員 具体的な方法はいいんですけれども、この対象者というのをどの範囲で決めるのか。もし一人でもダメだって言ったらこの計画はなくなってしまって、農業委員会には上がってこないのかどうなのかという点もありますし、その、事業者が説明しました、説明しましたという言葉だけで農業委員会はまた審議されるのか。どこまでの範囲をどこまで正確に把握しなければいけないのか。そのへんがようわからんのです。

議 長 じゃあこれ、ひとまず、関連して5条が出てくる可能性がありますので、それについて事務局から説明します。

事務局 補足で説明させていただきます。最初にちょっと、今の田倉委員からのご質問の件なんですけど、県の生活環境局で協議中の部分で、100倍希釈の範囲なんですけども、申請地から下流に〇〇を通過して下りまして〇〇まで、それぞれの公民館長さんとか役員さんにはもう話はしてありますけども、住民説明会はまだ開催されてないというところがございます。

それから、今後の転用についてのスケジュールなんですけども、今回お諮りしているのは農業振興地域の農業地区域からの除外についての意見を農業委員会に求めているものでございます。これが終わりますと、先程農林課から説明が

ありましたとおり公告縦覧に入りまして、42日を経過する期間、公告を行いまして、その間にも住民の方、それから関係者の方から意見を言っていたく機会がございます。それを受けて、最終的に県に変更の許可をしていただくということでございます。で、農振の手続きがそれで終わりました、それが完了した後に再度、今度は5条の申請ということで、この場にもう一度申請が出てきて、内容を改めて審議させていただくということになりますので、5条転用の申請の時に、今ご審議いただいている内容を確認していただく機会がございます。それで、じゃあ今、住民説明会をしてないけどいいかっていう話とは別の話ではございますけども、そういう機会はスケジュール的にはあるということをお答えさせていただきます。

議 長 はい、影山委員。

影山推進委員 影山です。この問題、僕もちょっとわからなかったですけど、森友の学校と同じ体で、土地が先か学校の設立の許可が先かという問題と何か似てるのかな。土地を解除してもらわんことには申請ができんっていうのか、そこらへんを僕、今、疑問に思ったんですけど、そこらへんはどうなんでしょうか。要するに、解除してくれるから申請できると。

議 長 農振区域を解除しといてから5条申請を出してもらわないといけません。それではじめて、今度は面積が大きいからこの案件を県の常設会議に送るわけです。そこで審議した時に、今みたいな、今後説明会を行いますじゃ絶対通らんということなんです。ですから今、倉吉の農業委員会ではきちんとしとかんといけんでないかというのが私の意見でした。後で説明会は通りませんよと。

事務局 スケジュール的にいくと、転用申請は7月以降の農業委員会になってくると思います。7月以降の農業委員会の中で、説明会とか、今まで議論がありましたのが、どれだけ整理できたかというようなことが、再度協議の機会があります。

議 長 ですから極端に言うと、農振の除外は認めといて、次の5条申請の時にもう一度皆さんで協議して、次の段階を上がっていくと。県に送ると。その次の段階の時にきっちり説明会がないと県に送れません。県でまた異議が出ますから私もよう進達はしません。なんだ倉吉は、こういうもの出してきてって言われますから、それはできません。ですからこの場ではっきりと、住民説明会終わって皆さんの同意を得てますという文書がないと県には出せません。ですから今日は、とりあえず農振の除外を認めていただければ次に行くということですので、農振の除外は今日ここで承認してもらってもいいじゃないかと私は思うんですけど、いかがですか。

(異議なしの声)

議 長 いいですね。

(はいの声)

議 長 じゃあ、そういうことで、農振除外の計画変更につきましては承認とさせていただきます。次の5条申請はきちんと今言ったことを踏まえてしといてください。

議案第71号 農用地利用配分計画について

議 長 それでは、議案第71号 農用地利用配分計画についてお諮りいたしますが、この案件につきましては、72ページ番号1番は、13番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 はい、事務局。

事務局 72ページ番号1番でございます。権利の設定を受ける者：〇〇 〇〇〇。権利を設定する農用地につきましては記載のとおりで9筆14,251㎡の配分計画でございます。以上でございます。

議 長 ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 なしと認めますので数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議 長 数馬委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されました。報告いたします。以上で該当する出席委員の案件につきましては審議が終わりましたので、続きましてその他の案件について審議を行います。事務局、説明。

事務局 72ページ番号2番から5番の、記載のとおり案件でございまして、全部で13筆23,000㎡の配分計画でございます。75ページから最終ページ、79ページまでは、農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等について記載しております。以上でございます。

議 長 皆様のご質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、異議なしと認めます。

(6) その他

議 長 その他の項に入ります。(1) 農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について説明してください。

事務局 それでは、別冊―その他報告・連絡事項―の資料をご覧いただきたいと思います。表紙をめくっていただいて2ページから3ページまででございます。(1) 農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書につきまして、2件出ておりまして、いずれも倉吉市長の建設課の工事に伴う、それぞれ残土置き場と仮設道路でございます。それぞれ、土地の情報や位置図等について記載しておりますのでご覧いただければと思います。以上でございます。

議 長 次。

事務局 (2) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてでございます。4ページでございます。相談者は〇〇〇〇さん。〇〇〇の方でございます。土地の所在地は〇〇〇〇〇の6筆4,406㎡でございます。売買、賃貸借のご相談、あれば売買、賃貸借と言っておられました。あっせん委員の選任についてよろしくお願いいたします。

議 長 住所からいきますと〇校区になりますので、河本委員と田倉委員にお願いします。

10番 私はいいですけど、〇〇さんってのは〇〇〇に住んどられるんですね。ですからそのへんの交渉の関係っちゃうか、あれからして、担当が塚根推進委員になってますんで、私と塚根とでやらしてもらいます。いいですね。

議 長 いいですか。

(異議なしの声)

10番 それで、すでに交渉済みで、ほぼ確定しております。今日欠席されてますけど、吉村委員が、全筆ではちょっと耕作のできないようなところがありますんで、全筆ではないですけど了承済みということになっております。手続きはまだです。

議 長 昔の基盤整備で、小っちゃい田んぼばかりでね。続きまして(3) 農地等あっせん活動の状況について報告。数馬委員ですか。

13番 ①について報告させていただきます。近所の人とか当たっておりますが、作

こちらからの提案は以上でございますが、皆さんで何かございましたら。ありませんか。

事務局 資料をいろいろ付けております。納税猶予の関係と、法人設立の概要、それから出版会社からのチラシです。

議長 それから、当番の日程のもしもご都合が悪い方があれば、前もって早めに事務局に申し出ていただければ、交代をしてもらう人を依頼せないけませんので、せめてこれを見て一か月くらい前には連絡ください。都合が悪いで行けんがいつてときに。

事務局 4月、5月の金信さんと福井さんが交代されるので、4月は福井委員と鐵本さん、5月は金信委員と筏津さんということで変更を聞いております。その他ありましたらお願いします。

議長 ないようでしたら、これをもちまして本日の委員会を閉会といたします。ご苦労さんでした。

— 午後2時30分 閉会 —